



島根県報

令和3年1月15日（金）

号外第5号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧

(廃棄物対策課) 2

告 示**島根県告示第38号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

令和3年1月15日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請者

有限会社浜田浄化センター 代表取締役 大久保 敦司

浜田市原井町957番地

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所

浜田市生湯町1892番4

3 一般廃棄物処理施設の種類

ごみ処理施設（焼却施設）

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ

5 申請年月日

令和2年8月27日

6 縦覧場所

浜田市片庭町254 島根県浜田保健所

7 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 令和3年1月15日から同年2月15日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出等

(1) 意見書の記載内容等

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

(2) 意見書の提出期限

令和3年3月1日

(3) 意見書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県環境生活部廃棄物対策課施設整備グループ